海外で出産された方が出産育児一時金を申請する場合は必ず提出してください。

海外出産における確認書

平成21年10月1日以降、日本国内の出産において出産育児一時金等の直接支払制度が実施されたことに伴い、資格喪失後の出産育児一時金との重複申請を防ぐため、海外での出産における出産育児一時金申請の際は、下記内容への回答が必要になりました。
「健康保険出産育児一時金支給申請書」とあわせてご提出ください。

記

１．今回のご出産に関する出産育児一時金の請求は、カネカ健康保険組合のみに実施していますか。

はい　・　いいえ

２．１．でいいえの場合、カネカ健康保険組合以外の請求先等をご記入ください。

保険者名				
健康保険の記号・番号	記号		番号	
保険者電話番号				

被扶養者として認定されてから6ヵ月以内の出産の場合にご記入ください。

３．以前に加入しておられた保

はい　・　いいえ

４．３．ではいの場合、以前に加入しておられた保険の保険者名等をご記入ください。

保険者名				
健康保険の記号・番号	記号		番号	
保険者電話番号				

記入日　　年　　月　　日

被保険者

1年以上被保険者であった方が、被保険者資格喪失後6ヵ月以内に出産した場合は、最後の保険者から出産育児一時金が支給されます。
退職後、被扶養者となっている場合は、資格喪失後の出産育児一時金・家族出産育児一時金のいずれか一方を選択することになっています。